

労働環境の改善に向けたアンケートへのご協力のお願い

2022 年 8 月

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

日頃、福島第一原子力発電所の廃炉作業に取り組んでいただき、ありがとうございます。また、毎年アンケートにご協力いただき、感謝しております。

今年も引き続き“安心して働きやすい職場環境”を作るため、日頃から皆さまが感じていることや、改善を望んでいることをお聞きしたく、アンケートを実施させていただきます。なお、このアンケートにお答えいただいた方が特定され、不利益になることのないようにいたしますので（WEB 回答時も同様です）、ご協力くださいますようお願いいたします。

＜ご回答方法について＞

- ① ご回答は選択肢の中から回答を選ぶ場合と、言葉や文章を書く場合があります。
- ② 選ぶ回答の数など詳しい回答方法は各質問の指示に従って回答してください。

＜ご回答要領＞

本アンケートへのご回答には、以下の 2 種類の方法がございます。**いずれか 1 つ**の方法でご回答ください。

方法①：アンケート回答用ウェブページにてご回答いただき、当頁最下段の回答方法にチェックの上、**本アンケート用紙全体**を元請企業よりご返送いただく（元請企業（雇用企業）から指定された日時までにご回答ください）

・下記 URL か QR コードより、案内に沿ってご回答下さい。

URL <https://en.surece.co.jp/kankyoun13/start.php?pid=XXXXXX>

※右記の QR コードからもご回答いただけます。→



QR コード

方法②：本アンケート用紙にご記入いただき、元請企業よりご返送いただく（元請企業（雇用企業）から指定された日時までにご回答ください）

＜ご提出方法＞

- ・方法①、方法②どちらの場合であっても、**本アンケート用紙全体**を同封の提出用封筒に入れ、元請企業（雇用企業）の指示に従ってご提出ください。

＜アンケートに関する相談窓口について＞

「アンケート内容をチェックされた」、「事実と違う内容を書くように言われた」などの場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。

【相談窓口】

東京電力ホールディングス株式会社 アンケート相談窓口

電話：〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇（無料）

窓口設置期間：8月22日（月）～9月6日（火）

受付時間：平日 9時～17時（13～14時を除く）

下記のどちらの方法で回答しましたか。（あてはまるもの 1 つに✓）

- ☐ WEB で回答した
- ☐ 紙で回答した

～質問は次のページから始まります～

年齢・元請企業、福島第一で作業した年数について教えてください。

年 齢	1. 10 代 4. 40 代	2. 20 代 5. 50 代	3. 30 代 6. 60 代以上
現在行っている作業 の元請企業の業種 (英字 A～D)と企業名 (数字 1～54) (業種と企業名の両方 に○をつけてくださ い)	A. プラントメーカー		
	1. 日立 GE ニュークリア・エナジー 2. 東芝エネルギーシステムズ 3. 東芝プラントシステム 4. 三菱重工業		
	B. 建設会社		
	5. 安藤・間 8. 五洋建設 11. 竹中工務店 14. 前田建設工業 17. 福浜大一建設株式会社		
	6. 鹿島建設 9. 倉伸 12. 東亜建設工業 15. 三井住友建設		
7. 熊谷組 10. 大成建設 13. 中里工務店 16. 片岡建設			
	C. 東京電力グループ会社		
	18. 東京パワーテクノロジー(TPT) 20. 東京エネシス(Q'd) 22. 東京レコードマネジメント 24. 日本原子力防護システム 26. 日立システムズパワーサービス		
	19. 関電工 21. 東電物流 23. 東双不動産管理 25. 東電設計		
	D. その他		
	27. アトックス 30. 応用地質 33. 神戸製鋼所 36. 太平電業 39. ALSOK 福島 42. 荏原工業洗浄 45. 浜通り交通 47. 日本碍子 49. 富士電機 52. 建装工業 54. 相双生コンクリート協同組合		
28. 宇徳 31. 岡野バルブ製造 34. 芝工業 37. 東京防災設備 40. 関電プラント 43. ウインズトラベル 46. 日本フィールドエンジニアリング 48. ウツエバルブサービス 50. ネクセライズ 53. 三菱原子燃料工業			
29. エイブル 32. オルガノ 35. 新日本空調 38. 阪和 41. マグナ通信工業 44. 報徳バス 51. 古河電気工業			
東日本大震災（2011 年 3 月 11 日）以降、 福島第一で作業した 年数	1. 1 年未満 3. 2 年～3 年未満 5. 4 年～5 年未満 7. 6 年～7 年未満 9. 8 年～9 年未満 11. 10 年～11 年未満		
	2. 1 年～2 年未満 4. 3 年～4 年未満 6. 5 年～6 年未満 8. 7 年～8 年未満 10. 9 年～10 年未満 12. 11 年以上		

現在、働かれている会社の本社の所在地はどちらの市町村ですか。

(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.福島県外
	2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町
	7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市
	12.南相馬市 13.新地町 14.飯舘村 15.田村市 16.川俣町
	17.上記 2.～16.以外の福島県内市町村

住民票住所はどちらの市町村ですか。(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.福島県外
	2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町
	7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市
	12.南相馬市 13.新地町 14.飯舘村 15.田村市 16.川俣町
	17.上記 2.～16.以外の福島県内市町村

実際にお住まいのご住所※はどちらの市町村ですか。(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.福島県外
	2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町
	7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市
	12.南相馬市 13.新地町 14.飯舘村 15.田村市 16.川俣町
	17.上記 2.～16.以外の福島県内市町村

※福島第一原子力発電所まで通勤しているご自宅、寄宿舍などの住所

作業時の服装に近いもの、または最も多く着用する装備はどれですか。

(あてはまるもの1つに ○)

1. カバーオール+アノラック+全面マスク (Rゾーン装備)・・・下図 ①
2. カバーオール+半面マスクまたは全面マスク (Yゾーン装備)・・・下図 ②
3. 一般作業服+DS2 マスク (Gゾーン装備)・・・下図 ③
4. 一般作業服 (上記の1. ～3. 以外)

各ゾーンの装備

① Rゾーン・Rαゾーン・ Yβゾーン (アノラックエリア)	② Yゾーン (カバーオールエリア)	③ Gゾーン (一般エリア)
全面マスク    カバーオールの上にアノラック	全面マスク又は半面マスク    カバーオール	使い捨て式防じんマスク    一般作業服

設問 1 福島第一原子力発電所共用部の不安全箇所について

問 1. 福島第一原子力発電所構内・構外において、みなさんが共通して使用する場所（例：共用道路、共用駐車場、入退域管理施設など）は安全と感じますか。

1. 安全と感じる

➡ 設問 2 へ

2. まあ安全と感じる

➡ 設問 2 へ

3. あまり安全でないと感じる

4. 安全でないと感じる

5. わからない

➡ 設問 2 へ

→ 問 1-1. 安全でないと感じる理由は何ですか。（あてはまるもの 1 つに ○）

1. 現場までの照明が暗い

2. 一斉放送が聞きづらい

3. 歩道と車道の境界が不明確な場所がある

4. 道路の整備状況が悪い

5. 標識が整備されていない場所がある

6. G ゾーン、Y ゾーン、R ゾーンの境界が不明確な場所がある

7. その他

→ 問 1-1 で安全でないと感じる方で、具体的内容（場所等）を教えてください。以下の欄に書いてください。

ご意見

（例：ふれあい交差点の山側の南北の横断歩道中央に約 10cm の段差がある）

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容と安全でないと感じる具体的内容（場所等）を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 2

きゅうきゅういりようしつ

救急医療室（ER）の利用しやすさについて

問 2. 救急医療室（ER）においては、軽い体調不良、切りキズなどでも早めに診察、処置してもらいたいと考えています。この程度なら大丈夫と自分で判断せず、救急医療室（ER）を利用していただけませんか。（あてはまるもの 1 つに ○ ）

- | | | | |
|------------------|----------|---------------|----------|
| 1. 利用しようと思う | → 設問 3 へ | 2. まあ利用しようと思う | → 設問 3 へ |
| 3. あまり利用しようと思わない | | 4. 利用しようと思わない | |

→ 問 2-1. 「3. あまり利用しようと思わない」「4. 利用しようと思わない」と感じる理由は何ですか。（あてはまるものすべてに ○ ）

- | | |
|--|----------------|
| 1. 救急医療室(ER)に迷惑がかかる | 2. 東京電力に迷惑がかかる |
| 3. 救急医療室(ER)の環境や雰囲気が良くない | 4. 自分の不利益になる |
| 5. 救急医療室(ER)に行く基準やルールがわからない | |
| 6. 救急医療室(ER)の受診に時間がかかる（通常の医療機関で受診した方が早い） | |
| 7. かかりつけの医療機関がある | |
| 8. その他 | |

→ 問 2-1 で 「1.～5.」 とお答えになった方で、ご意見のある方は、具体的内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いて下さい。

ご意見

設問 3

AED(自動体外式除細動器)^{じどうたいがいしきじょさいどうき}の設置場所と使い方について

問 3. 福島第一原子力発電所の構内・構外には、万が一の救急時の備えとして、多くの施設に AED(自動体外式除細動器)^{じどうたいがいしきじょさいどうき}と呼ばれる装置が置いてありますが、自分の作業場所から一番近い AED の場所を知っていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 知っている

2. 知らない

▶ 問 3-1. 実際に AED(自動体外式除細動器)^{じどうたいがいしきじょさいどうき}を使用しなければならない状況になった場合、あなたは使用することができますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 使用できる

2. 自信はないが何とか使用できる

3. 自信がないので他の人に任せる

AED(自動体外式除細動器)^{じどうたいがいしきじょさいどうき}の設置場所や使い方について、ご意見がある方は詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 4

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

問 4. 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」を実践することが求められていますが、あなたが主にお使いの休憩所について、人との間隔※は保たれていますか。

※人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。（「新しい生活様式」引用）

（あてはまるもの1つに ○ ）

1. 保たれている



設問 5 へ

2. まあ保たれている



設問 5 へ

3. あまり保たれていない

4. 保たれていない

5. 休憩所は使っていない



設問 5 へ

問 4-1. 人との間隔が保たれていないとお答えの休憩所はどちらですか。

（あてはまるものすべてに ○ ）

1. 大型休憩所

2. 厚生棟

3. 5・6号サービス建屋

4. 免震棟 * 1

5. 事務本館

6. 旧登録センター

7. 協力企業棟

8. 1～7.以外の構内休憩所

9. 構外休憩所

* 1：免震棟前1～4工区プレハブ休憩所を含みます。なお、1～4号機出入管理所内の2階の休憩所は「5. 事務本館」を選択してください。

福島第一原子力発電所での新型コロナウイルス感染拡大防止対策全般について、ご要望、お困り事がある方は、具体的内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 5 働くことへの不安について

問 5. あなた及びご家族の方は、福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 不安を感じている

2. 不安を感じていない

→ 設問 6 へ

→ 問 5-1. 不安を感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

1. 被ばくによる健康への影響^{えいきょう}
2. 安定的な収入が保証されない
3. 直近(数か月～1 年程度先)の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない
4. 中長期(2 年以降先)の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない
5. 現場での事故、ケガ、熱中症
6. 福島第一で働くことに対する世間からの評判
7. 震災時のような事故があるのではないか

8. その他

→ 「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 6 放射線に対する不安について

問 6. 作業をするうえで放射線に対する不安はありますか。

(あてはまるもの 1 つに ○)

1. ない → 設問 7 へ

2. ほとんどない → 設問 7 へ

3. 多少ある

4. ある

→ 問 6-1. 放射線や汚染に対してどのような不安がありますか。

(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 過剰被ばく

2. 身体汚染

3. 顔面汚染

4. その他

5. 特にない

→ 「1.～4.」とお答えになった方は、具体的な理由を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 7

やりがいについて

問 7. 福島第一原子力発電所で働くことにやりがいを感じていますか。
(あてはまるもの 1 つに ○)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 感じている | 2. まあ感じている |
| 3. あまり感じていない | 4. 感じていない |

→ 問 7-1. やりがいを感じていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

1. 他の仕事と賃金^{こうげん}があまり変わらない
2. 廃炉事業^{こうげん}の中での自分の仕事の貢献度がわからない
3. 仕事に重要性を感じない
4. 自分の技術・技能^いを活かせない
5. その他

→ 「5. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

--

→ 問 7-2. やりがいを感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 昔から福島第一で働いている(愛着) | 2. 福島 ^{ふくしま} の復興のため(使命感) |
| 3. 福島第一の廃炉のため | 4. 他より賃金 ^{こうげん} がよい |
| 5. 仕事の進み具合が目に見えてわかる | 6. 興味がある |
| 7. 達成感が得られる | 8. 責任ある仕事を任されている |
| 9. 自分の作業が廃炉 ^{こうげん} に貢献できている | 10. 周りの人から感謝される |
| 11. 自分の技術・技能 ^い を活かせる | 12. その他 |

「12. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

--

設問 8 福島第一原子力発電所での就労希望について

問 8. 今後も福島第一原子力発電所で働いていただけますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

- | | | |
|------------|-------------------|-----------|
| 1. ぜひ働きたい | 2. 働きたい | |
| 3. どちらでもない | 4. どちらかと言えば働きたくない | 5. 働きたくない |

問 8-1. 「3.どちらでもない」「4.どちらかと言えば働きたくない」「5.働きたくない」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| 1. 作業内容が自分に向いていない | 2. 作業が体力的・精神的にきつい |
| 3. 今後の仕事・作業が見えない | |
| 4. 作業環境の悪さ、廃炉への貢献度等のわりには賃金（手当を含む）が安い | |
| 5. 単身赴任期間が長い | 6. 通勤時間が長い |
| 7. 被ばくによる健康への影響が不安 | 8. その他 |

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 8-2. 「1.ぜひ働きたい」「2.働きたい」と思う理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 作業内容が自分に向いている | 2. 作業が体力的・精神的に楽 |
| 3. 今後やるべき仕事・作業がある | 4. 賃金（手当を含む）が高い |
| 5. 家族の元から通勤できる | 6. 通勤時間が短い |
| 7. 被ばくに不安がない | 8. その他 |

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問9 現場での作業指示について

問9. 作業現場において、作業員に直接作業指示(安全を守る指示や健康に関係する指示は除きます)をする職長や上長が所属する会社と、作業員に給料を支払っている会社(=雇用されている会社)が違うと、条件によっては法令違反になることを知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 知っている

2. 知らない

→ 問9-1. 現在行っている作業での役割を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. 作業員 (作業班長資格を所持しているだけでは作業班長・職長にはなりません)

2. 作業班長／職長／監理員(主任技術者、工事管理者、放射線管理(責任)者、その他監理員)

 設問10へ

→ 問9-2. 「1. 作業員」と答えた方のみにお聞きします。

作業指示を誰から受けていますか。(あてはまるもの1つに○)

なお、「作業指示」とは、朝礼等の場で元請職員・上次会社の職長が行う工事全体の流れの説明、安全上の注意や暑い日の休憩指示をのぞく、具体的な作業内容に関する指示のことです。

1. あなたに給料を支払っている会社の職長(上長)

 設問10へ

2. あなたに給料を支払っている会社以外(元請や上次会社など)の人

→ 問9-3. 必要に応じて確認をしたいと思いますので、さしつかえなければ下の欄に会社名などを書いてください。

質問	回答
あなたに作業指示を出す会社[A社]	
あなたとA社の関係	1. 請負契約の発注者 2. 出向先 3. 派遣労働者としての派遣先 4. その他()
あなたに給料を支払っている会社[B社]	

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

本設問の詳細については別冊パンフレットにも記載しておりますのでお手持ちの資料としてご活用下さい

設問 10 労働条件の提示について（現場環境を踏まえた賃金割増について）

問 10. 労働契約締結時に、雇用されている会社から契約期間、労働時間、休日、賃金（福島第一の現場環境を踏まえた手当等を含む）などの条件が示された書面（労働条件通知書や雇用契約書等）を受け取っていますか。（あてはまるもの 1 つに ○）
※次のページに労働条件通知書の例を示しています。

1. 受け取っている

2. 受け取っていない

問 10-3 へ

▶ 問 10-1. 雇用されている会社から、書面（労働条件通知書や雇用契約書等）に記載された条件どおりに賃金（福島第一の現場環境を踏まえた手当等を含む）は支払われていますか。（あてはまるもの 1 つに ○）

1. 支払われている

2. 支払われていない

▶ 問 10-2. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

問 10-3. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

本設問の詳細については別冊パンフレットにも記載しておりますのでお手持ちの資料としてご活用下さい

【サンプル】厚生労働省 労働条件通知書 様式

(建設労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

		年 月 日
殿 事業主の氏名又は名称 事業場名称・所在地 [建設業許可番号 使用 者 職 氏 名 雇用管理責任者職氏名]		
あなたを次の条件で雇い入れます。		
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年 月 日～ 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。 (契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ())	
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門) ・ II (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 (年 か月 (上限 10 年)) II 定年後引き続いて雇用されている期間		
就業の場所		
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合】 ・特定有期業務 (開始日： 完了日：)	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(3)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等； () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分) ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有、 無)	
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定休日；週・月当たり 日、その他 () ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務 6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給 () 無給 () ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	

(次頁に続く)

【サンプル】厚生労働省 労働条件通知書 様式

賃金	1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、 ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ (手当 円 /計算方法:) ロ (手当 円 /計算方法:) ハ (手当 円 /計算方法:) ニ (手当 円 /計算方法:) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 () % 月60時間超 () % 所定超 () % ロ 休日 法定休日 () %、法定外休日 () % ハ 深夜 () % 4 賃金締切日 () ー毎月 日、() ー毎月 日 5 賃金支払日 () ー毎月 日、() ー毎月 日 6 賃金の支払方法 () 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ()) 8 昇給 (有 (時期、金額等) , 無) 9 賞与 (有 (時期、金額等) , 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)
退職に関する事項	1 定年制 (有 (歳) , 無) 2 継続雇用制度 (有 (歳まで) , 無) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 () ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
その他	・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , 無) ・中小企業退職金共済制度 (建設退職共済制度を含む。) (加入している , 加入していない) ・寝具貸与 有 (有料 (円) ・無料) ・無 ・食費 (1日 円) ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) ・その他 () ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ ここに明示された労働条件が、入職後事実と相違することが判明した場合に、あなたが本契約を解除し、14日以内に帰郷するときは、必要な旅費を支給する。

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律第7条に基づく雇用に関する文書の交付を兼ねるものである。

※労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

設問 11 APD の不正使用について

問 11. **2021 年 9 月～現在**の期間で、作業中に個人線量計(APD)の正しくない使い方を構内で見かけたり、正しくない使い方を指示されたりしたことがある場合は、以下の欄にその時期や詳しい内容を書いてください。(ただし、元請企業や雇用企業が実施する朝礼・研修における悪い事例の説明、注意喚起等は除きます)

記入欄

【時期はいつごろですか】

【どのような使い方でしたか】

【(指示されたことがある場合) 誰からどのような指示をされましたか】

問 11-1. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ APD の正しくない使い方をしていた「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

設問 12 福島第一原子力発電所構内での作業時間について

問 12. 福島第一原子力発電所構内での個人線量計(APD やガラスバッジ等)をつけた 1 日の作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間 + 残業時間 2 時間)以内にしなければならないことを知っていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 知っている

2. 知らない

※変形労働時間制の場合は 10 時間超の勤務が認められる場合があります。

→ 問 12-1. 福島第一原子力発電所構内で線量計をつけた 1 日の作業時間(休憩時間を除く)は 10 時間以内ですか。

ただし、変形労働時間制の方は「3.」のみに ○ をしてください。

1. 10 時間以内

→ 設問 13 へ

2. 10 時間を超えている

3. 変形労働時間制である

→ 設問 13 へ

→ 問 12-2. 必要に応じて確認をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

< 参考 >

福島第一原子力発電所での作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間 + 時間外 2 時間)以内にしなければなりません。

- ・福島第一の構内に滞在する時間=作業時間が基本です。ただし、事前に決められた休憩時間は作業時間に含まれません。
- ・構内休憩所における朝礼、TBM-KY、打合せ、待機、装備の着脱^{ちゃくだつ}、退構時の車両スクリーニング時間なども作業時間に含まれます。

設問 13 東電社員の態度について

問 13. 東電社員の態度についてお尋ねします。(あてはまるもの 1 つに ○)

- | | |
|------------|---------|
| 1. 良い | 2. まあ良い |
| 3. ふつう | |
| 4. あまり良くない | 5. 良くない |

問 13-1. 「4.あまり良くない」「5.良くない」と感じる理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. あいさつ | 2. 高圧的な態度 |
| 3. 現場にほとんどこない | 4. 無理なスケジュールを要求する |
| 5. 身だしなみ | 6. 廃炉に向け一体感を感じない |
| 7. その他 | |

「1～7.」とお答えになった方で、ご意見のある方は以下の欄に書いてください。

皆さまのご意見をもとに対策につなげていきたいと考えておりますので、記載例を参考により具体的にご意見をお聞かせ下さい。

・○月頃、○○の現場で朝、20 代前半ぐらいの社員とすれ違った際に、こちらはあいさつをしたが、返事がなかった。

ご意見

--

問 13-2. 「1. 良い」「2. まあ良い」と感じる理由は何ですか。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. あいさつ | 2. 丁寧な対応 |
| 3. 現場によく来る | 4. 安全を最優先にしている |
| 5. 身だしなみ | 6. 廃炉に向け一体感を感じる |
| 7. その他 | |

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

--

設問 14 あなた自身についてお聞かせください

問 14. あなたは処理水及び廃炉関連等の情報について、どこから入手していますか。
(あてはまるものすべてに ○)

- | | | |
|--------------|-----------------|------------|
| 1. テレビ（ニュース） | 2. 新聞 | 3. インターネット |
| 4. 東電からの情報 | 5. 所属する企業等からの情報 | |
| 6. その他 | | |

廃炉等の情報について、このような情報が知りたい等、ご意見のある方は具体的な内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

「6. その他」とお答えになった方は、入手先を以下の欄に書いてください。

ご意見

東京電力は、福島第一原子力発電所で働くみなさまが、お互いを尊重し、心からあいさつし合える環境を目指しています。

問 14- 1. あなたは福島第一原子力発電所において、警備員の方や同僚の方、また、道ですれ違う見知らぬ人に対してもあいさつをするよう心掛けています

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. あいさつしている | 2. あいさつをしていない |
|-------------|---------------|

あいさつに関してご意見のある方は具体的な内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

福島第一原子力発電所での廃炉作業に従事するにあたり、特に施設環境などを中心に日頃感じていること、やってほしいこと、不便・不満を感じていることがありましたら、以下の欄に自由にお書きください。

例えば、次のようなことについてご意見をお寄せください。

例：〇〇周辺にトイレ付きの休憩所もしくは装備交換所が欲しい。

：〇〇の休憩所内に〇〇を設置して欲しい。

ご意見

労働環境の改善に向けたアンケートは以上です。

ご協力いただきありがとうございました。

ご安全に！